4項目確認票

該当する項目に☑を付け、指定給水装置工事事業者更新申請書類に添えて提出してください。

指定給水工事事業者講習会の受講状況	研修名称	令和2年度指定給水装置工事事業者研修
	実施団体	弟子屈町
	受講日	令和3年3月2日
業務内容	営業時間	時　分 ～　時　分
	対応可能時間	時　分 ～　時　分
	施工可能な工事	配水管分岐から水道メーターまでの新設、改造　□可　□不可
		水道メーターから屋内給水装置までの新設、改造　□可　□不可
	休業日	月・火・水・木・金・土・日・祝
給水装置工事主任技術者の研修受講状況 ※水道法施行規則第36条第4号において、事業者は給水装置工事に従事する者の施行技術向上のために研修の機会を確保するよう努めることとされています。	研修実施日	年　月　日
	研修実施者	□外部機関（実施団体名：　） ※受講が確認できるものを添付してください。 □社内研修
	研修内容 ※社内研修の場合のみ、該当する研修内容に☑を付けてください。（複数可）	□法令や給水装置工事主任技術者の役割・責務等 □給水装置の構造・材質等 □給水装置工事に関する工法や最新技術等 □給水装置の事故事例や対策技術等 □給水装置の維持管理等 □その他（研修内容：　）
適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 ※水道法施行規則第36条第2号において、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとされています。		□職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士 □職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者 □公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者 □上記以外（資格名称：　）
上記の者について、配水管への分水栓の取付、穿孔、給水管への接合などの経験の有無		□有り　□無し ※いずれかの実務経験があれば「有り」としてください。